

令和2年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会(書面決議)

議事録

令和2年10月2日、日本スポーツ少年団本部長泉正文が常任委員会構成員に対して、常任委員会の決議の目的である以下の事項について提案書を発し、当該提案について、令和2年10月14日までに過半数から書面により同意の意思表示を得たことから、当該提案を承認可決する旨の常任委員会の決議があったものとみなされた。

1. 常任委員会の決議があったものとみなされた事項の内容

各議案の提案経緯、協議内容については別紙「令和2年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会「議案」の説明内容」を参照

＜議案1＞「スポーツ少年団登録規程施行細則」の改定について

新型コロナウイルス禍により、令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会は中止することとなった。このことにより、令和3年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない(つまり登録ができない)単位スポーツ少年団が発生し得ることから※1、本施行細則に附則14を追記することをもって、令和3年度に限り、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とすることが承認された。ただし、その場合、登録者(指導者、役員およびスタッフ)のうち少なくとも1名※2 または2名※3 が、令和3年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了する必要があることとした。

また、現行の第2条第3項に記載している新規登録単位スポーツ少年団に関する内容を独立させる等、記載内容をより明確にすることにより(新たに第4項、第5項として定めることにより)、附則14(更新登録単位スポーツ少年団への特例措置)の記載内容と表現の統一を図るほか、第7項(改定案では第9項)と第9項(改定案では第11項)について、他の条項と表現の統一を行うとともに、第2条第2項の略称の表記を、当協会の他の諸規程における取扱いに準じて改定した。

※1: 令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の実施を中止したことに伴い、本来であれば令和2年度に当該講習会を修了した指導者をもって令和3年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。このため、当該単位スポーツ少年団を救済する特例措置を設ける必要がある。

※2: 「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合

※3: 「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がいない(0名)の場合

議案に対する常任委員会構成員数:21名(同意:21票、不同意:0票、無回答:0票)

＜議案 2＞「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」の改定について

現行の本規程には「令和 2 年度以降のシニア・リーダー資格認定者」に関わる公認指導者資格についての定めはあるものの、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」に関する定めが漏れていたことから、これに対応するため、本規程に附則 2 を追記することをもって、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」で引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り「日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント」養成講習会の受講を免除することができるものとする事、また、この措置は令和 5(2023)年度までの時限的なものとする事が承認された。

また、他の条項と表現の統一を行うため、第 5 条第 1 項・第 2 項を改定するとともに、シニア・リーダーの認定に必要な条件(引き続き登録を行っている必要がある旨の定め)が記載されている第 12 条第 2 項において、第 5 条第 2 項に記載済の内容と重複する部分の削除を行った。

議案に対する常任委員会構成員数:21 名(同意:21 票、不同意:0 票、無回答:0 票)

＜議案 3＞全国スポーツ少年大会開催基準要項の改定及び第 59 回全国スポーツ少年大会(令和 3 年度:東京都)の会期について

全国スポーツ少年大会(以下、「全国大会」という)の開催時期は、同大会開催基準要項第 6 条第 1 項において「夏休み中の 7 月下旬から 8 月上旬」とする旨定められているが、第 59 回全国スポーツ少年大会[令和 3(2021)年度]の開催地である東京都では、当該年度に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を予定しており、全国大会を 7 月下旬から 8 月上旬の間で開催することが会場手配等の諸準備の関係から極めて困難な状況となっている。

このため、同大会開催基準要項第 6 条第 1 項を改定するとともに、第 59 回全国大会の会期を、令和 3 年 9 月 18 日(土)～20 日(月・祝)の 3 日間とすることが承認された。

議案に対する常任委員会構成員数:21 名(同意:20 票、不同意:0 票、無回答:1 票)

＜議案 4＞日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018 実施状況の検証・評価について

日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018 の各施策における「2020 年度の取組・達成状況・課題」、「進捗評価」及び「達成度評価」について、今後当協会理事会にて当該内容を報告する際の対応を泉本部長に一任することが承認された。

議案に対する常任委員会構成員数:21 名(同意:21 票、不同意:0 票、無回答:0 票)

＜議案 5＞日本スポーツ協会事業評価(令和 2 年度上期終了分)について

令和 2 年度上期の評価対象事業について、今後、当協会経営判断チームでの対応が必要になった場合は、その対応を泉本部長に一任することが承認された。

＜評価対象事業＞

- (1) ジュニアスポーツフォーラム
- (2) 全国スポーツ少年大会
- (3) 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
- (4) 日独スポーツ少年団同時交流
- (5) 2020 年日中青少年スポーツ団員交流(派遣)

議案に対する常任委員会構成員数:21 名(同意:21 票、不同意:0 票、無回答:0 票)

2. 常任委員会の決議があったものとみなされた日

令和 2 年 10 月 14 日